

市環 第301号
令和 3年 2月 1日

飯山市国民健康保険運営協議会
会 長 山 室 茂 孝 様

飯山市長 足 立 正 則

飯山市国民健康保険税の課税額等について（諮 問）

飯山市国民健康保険税の課税額等の適正化について、貴協議会のご意見をお聞きしたいので、飯山市国民健康保険条例第3条及び飯山市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

国民健康保険制度については、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、市町村からの納付金の決定、医療給付費の交付等を行い、市町村は保険税の決定や賦課徴収など住民に身近な業務を引き続き行うこととされました。

令和3年度の飯山市国民健康保険事業費納付金の算定結果については、令和2年1月14日付2健増国第430号により長野県より通知がありました。この通知に基づき、国民健康保険特別会計の基盤安定を図るため、保険税課税率の改定等について市町村国民健康保険運営協議会の審議が求められています。

つきましては、国民健康保険税課税等の適正化に向けて次の点についてご審議いただき、令和3年2月10日までに答申いただきますようお願いいたします。

- 1 県が目指す保険税率統一に向けての令和3年度の資産割の引下げについて
- 2 国民健康保険特別会計の基盤安定の確保について